



三重県公報

令和5年9月5日 (火)
 第 445 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
560	令和5年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
561	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	2
562	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
563	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	(農産物安全・流通課)	3
564	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	3
海 調 委 告 示			
7	三重海区におけるふぐはえなわ漁業についての指示	(海区漁業調整委員会)	4
8	三重海区漁場計画の変更案についての公聴会の開催	(同)	5
内 水 面 告 示			
6	漁業法第64条第5項の規定による公聴会の開催	(内水面漁場管理委員会)	6
公 告			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	6
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(同)	7
	土地改良事業の工事の完了	(同)	7
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	7
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	8
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	8
特 定 調 達 公 告			
	落札者を決定した旨	(家畜防疫対策課)	8
正 誤			
	令和5年8月18日付け三重県公報第440号	(農地調整課)	8

告 示

三重県告示第 560 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 5 年 9 月 11 日（月）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）	口述試験及び身体検査	令和 6 年 3 月下旬から 4 月上旬 ※上記の他に設定する場合があります。
	令和 5 年 9 月 18 日（月）～同月 22 日（金）	令和 5 年 9 月 24 日（日）～同月 26 日（火）	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の末日現在において 33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所で Web 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所（※）	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 561 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
中島医院	松阪市獺師町高須 72-1	令和 5 年 7 月 1 日
鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレン タインB	令和 5 年 7 月 1 日
アクア薬局川井町店	松阪市川井町 895-1	令和 5 年 8 月 1 日

三重県告示第 562 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一見勝之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
中島医院	松阪市獺師町高須 72-1	令和 5 年 7 月 1 日
鎌田薬局	松阪市鎌田町字中保 651-18 バレン タインB	令和 5 年 7 月 1 日
アクア薬局川井町店	松阪市川井町 895-1	令和 5 年 8 月 1 日

三重県告示第 563 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 2 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしましたので、法第 18 条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示します。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成 30 年 8 月 29 日 第 68 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社石川農場	代表取締役 石川 修一	三重県鈴鹿市徳居町 508 番地

3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物（もみ（飼料用もみ）・玄米（飼料用玄米））

4 登録の区分

品位等検査

5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域

三重県

6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
石川 陽子	もみ（飼料用もみ）、玄米（飼料用玄米）	K2430434

7 登録の更新日

令和 5 年 8 月 23 日

三重県告示第 564 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一見勝之

1 施行者の名称

伊勢市

2 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画下水道事業

流域関連伊勢市公共下水道

3 事業施行期間

平成2年8月10日から令和10年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成11年三重県告示第349号、平成11年三重県告示第481号、平成14年三重県告示第96号、平成14年三重県告示第671号、平成14年三重県告示第740号、平成16年三重県告示第87号、平成16年三重県告示第105号、平成16年三重県告示第560号、平成16年三重県告示第626号、平成17年三重県告示第513号、平成17年三重県告示第514号、平成17年三重県告示第609号、平成17年三重県告示第788号、平成19年三重県告示第213号、平成19年三重県告示第214号、平成21年三重県告示第102号、平成22年三重県告示第168号、平成23年三重県告示第195号、平成24年三重県告示第156号、平成24年三重県告示第721号、平成26年三重県告示第373号、平成28年三重県告示第742号、平成29年三重県告示第676号、令和2年三重県告示第237号の各事業地に宇治館町字岩井田沖、字岩井田山、字下館、宇治今在家町字柏崎、字西賀集楽、字東賀集楽、字作楽、字中賀集楽、宇治中之切町字西ノ山、字那自売、字奥之世古、字弓場、字森、字御裳濯、宇治浦田町字檜尾、宇治浦田1丁目、宇治浦田2丁目、中村町字宮ノ後、字向垣外、字貝淵、字内井、字小畑、字大谷、字野口、字鳥居通、字天田田、字北垣外、字天田里、字森口、字大楠、字中世古里、字御戸里、字上村里、字谷垣外、字尼ヶ坂、字枕返し、字片岸、字墓ノ後、字長沢、字世木、字円光寺起、字西ノ垣外、字東世古里、字木下里、字西世古里、字庚申塚、字西迎寺前、字火烧里、字刀彌屋敷、字扶持部、字観音寺山、字鉄炮山、字桶子、字庄世古里、字神破谷、字漆シ、字下漆シ、中村町桜が丘、西豊浜町字水附、字一丁田を加え、宇治浦田3丁目、桜木町字柘ヶ広、字谷阪西、藤里町字高土手、磯町字コウ田、二見町山田原字松原起、字田中、二見町溝口字中須垣外、字間神、字川端、二見町荘字坊北浦、字中野、字井垣、字杉本、字鋏崎、字出口前、小俣町明野、小俣町相合、小俣町新村、小俣町湯田、小俣町元町、御菌町高向字下千田、字高野、字清水、御菌町長屋字東浦、字里中、字吉祥、字万條、字堤外、御菌町上條字尾立、御菌町小林字屋敷跡、字尾立において事業地を変更する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第7号

三重県海面におけるふぐはえなわ漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和5年9月5日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 禁止漁具

浮きはえなわ漁具、松葉はえなわ漁具及びたてなわ漁具。ただし、浮きはえなわ漁具及びたてなわ漁具については、志摩市阿児町志島と同市大王町畔名境界から基点1（北緯34度18分01秒 東経136度58分08秒（経緯度数値については世界測地系によります。））を結んだ線と基点1より118度00分（真方位）に延長した線より以南の海域を除くものとします。

なお、基点1の日本測地系による経緯度数値は、北緯34度17分49秒 東経136度58分19秒です。

2 操業禁止期間

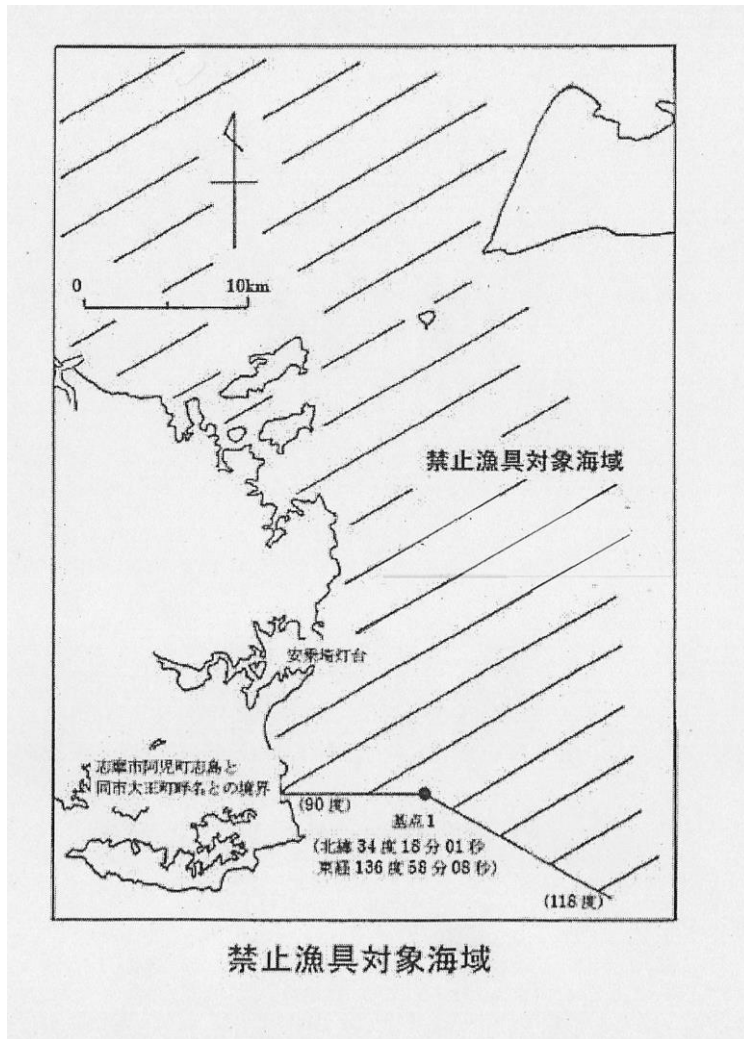
3月1日から9月30日まで

3 採捕禁止の対象

600グラム未満のトラフグ

4 指示の有効期間

令和5年10月1日から令和6年9月30日まで



三重海区漁業調整委員会告示第 8 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 64 条第 8 項で準用する同法第 64 条第 5 項の規定により、三重海区漁場計画の変更案について、次のとおり公聴会を開催します。

令和 5 年 9 月 5 日

三重海区漁業調整委員会会長 小 川 和 久

1 期日及び場所

令和 5 年 9 月 19 日（火）午前 10 時から午前 10 時 30 分まで
三重県津市栄町一丁目 891 三重県勤労者福祉会館 6 階 講堂

2 目的及び内容

次の海域における三重海区漁場計画の変更案について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者、その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	三重海区漁場計画を作成する海域
区画漁業 (くろまぐろ養殖業、真珠養殖業、真珠母貝養殖業)	鳥羽市、志摩市、南伊勢町、紀北町、尾鷲市及び熊野市の地先海面

3 公述の方法

公聴会で意見を述べようとする者（2 に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。

- (1) 公聴会に出席して意見を述べる。
- (2) 公聴会には出席せず、文書で意見を提出する（ただし、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参に限

る。)

文書で意見を提出する場合の提出期限

提出期限：令和5年9月14日（木）午後5時必着

提出先：〒514-0004 津市栄町一丁目954 三重県栄町庁舎4階

三重海区漁業調整委員会事務局

ファクシミリ 059-224-3012 電子メール kaikui@pref.mie.lg.jp

提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

内水面告示

三重県内水面漁場管理委員会告示第6号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する第64条第5項の規定により、奈良県内水面漁場計画（案）について、次のとおり公聴会を開催します。

令和5年9月5日

三重県内水面漁場管理委員会会長 浅尾和司

1 期日

令和5年9月22日（金） 午前10時から午前10時30分まで

2 場所

三重県津市栄町一丁目891 三重県勤労者福祉会館地階 特別会議室

3 目的及び内容

次の地区における奈良県内水面漁場計画（案）について、漁業権を有する者、入漁権を有する者、漁業権に基づいて漁業経営をしている者、漁業協同組合関係者、その他利害関係のある者から意見を聴取します。

漁業の種類	奈良県内水面漁場計画を作成する漁場の位置
共同漁業	伊賀市

4 公述の方法

公聴会で意見を述べようとする者（3に該当する者）は、次の(1)又は(2)のいずれかの方法を選択することができます。

(1) 公聴会に出席して意見を述べる。

(2) 公聴会には出席せず、文書で意見を提出する（ただし、郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参に限る。)

文書で意見を提出する場合の提出期限

提出期限：令和5年9月14日（木）午後5時必着

提出先：〒514-0004 津市栄町一丁目954 三重県栄町庁舎4階

三重県内水面漁場管理委員会事務局

ファクシミリ 059-224-3012 電子メール kaikui@pref.mie.lg.jp

提出する文書の様式は関係者に通知するほか、県のホームページに掲載します。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和5年9月5日

三重県知事 一見勝之

度会町土地改良区（度会郡度会町棚橋1215-1）

退任理事

度会郡度会町麻加江 836-1	中 村 忠 彦
" " 長原 515-5	中 西 正 典
" " 麻加江 740	森 見 学
" " 葛原 545	内 田 幸 男
" " 栗原 732-2	小 野 榮 士
" " 市場 110	八 木 一 夫
退任監事	
度会郡度会町鮎川 192-1	永 木 良 明
" " 川口 1188	掛 橋 周 樹
就任理事	
度会郡度会町麻加江 836-1	中 村 忠 彦
" " 上久具 554	中 村 武 弘
" " 麻加江 740	森 見 学
" " 葛原 545	内 田 幸 男
" " 栗原 732-2	小 野 榮 士
" " 柳 156	西 川 道 文
就任監事	
度会郡度会町鮎川 192-1	永 木 良 明
" " 川口 1188	掛 橋 周 樹

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、櫛田土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 5 年 9 月 6 日から同年 10 月 4 日まで
- 3 縦覧の場所
松阪市産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により、次の県営土地改良事業について、その工事を完了しました。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業名	地区名	工事完了年月日
県営農村地域防災減災事業（湛水防除事業）	下之郷地区	令和 5 年 7 月 13 日

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県伊賀農林事務所長から通知がありました。

令和 5 年 9 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間

令和5年9月1日から令和6年2月29日まで

- 3 作業地域
伊賀市依那具

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年8月22日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和5年9月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業地域
度会郡南伊勢町東宮

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により、桑名市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年9月5日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称
桑名都市計画学校
第1号多度学園
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和5年9月5日

三重県知事 一見勝之

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 物品等の名称及び数量 | 動物用焼却炉 1基 |
| 2 | 担 当 部 局 | 三重県四日市市新正4丁目19-26
三重県北勢家畜保健衛生所 衛生課 |
| 3 | 落 札 者 決 定 日 | 令和5年8月24日 |
| 4 | 落 札 者 | 東京都大田区大森北一丁目12番5号
インシナー工業株式会社 代表取締役 松本 俊治 |
| 5 | 落 札 金 額 | 入札価格 40,000,000円
契約金額 44,000,000円 |
| 6 | 決 定 手 続 | 一般競争入札 |
| 7 | 入 札 公 告 日 | 令和5年7月11日 |

正 誤

令和5年8月18日付け三重県公報第440号に登載しました、土地改良区役員の退任及び就任の届出の公告中ページ 行 誤 正

8 下から1 花岡真也 松岡真也

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
